

芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定める<u>もの</u>とする。</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間その他の勤務条件に関し、<u>必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>別表第3の2給料表別級別標準職務表に定めるところによる。</u></p> <p>3 (省略)</p> <p><u>別表第3の2 (第3条関係)</u></p> <p><u>給料表別級別標準職務表</u></p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に<u>関する事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>規則で定める。</u></p> <p>3 (省略)</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 991 430 1034">給料表の種類</th> <th data-bbox="434 991 510 1034">級</th> <th data-bbox="515 991 1106 1034">標準的な職務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 1037 430 1418" rowspan="3">行政職給料表</td> <td data-bbox="434 1037 510 1418" rowspan="3">1級</td> <td data-bbox="515 1037 1106 1182">1 市長の事務部局並びに教育委員会の事務部局及び同委員会の所管に属する教育機関において、一般業務を分担する職員の職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1185 1106 1270">2 市議会の事務部局において、一般業務を分担する職員の職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1273 1106 1418">3 選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の事務部局（以下「行政委員会」という。）において、一般業務を分担する職員の職務</td> </tr> </tbody> </table>	給料表の種類	級	標準的な職務の内容	行政職給料表	1級	1 市長の事務部局並びに教育委員会の事務部局及び同委員会の所管に属する教育機関において、一般業務を分担する職員の職務	2 市議会の事務部局において、一般業務を分担する職員の職務	3 選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の事務部局（以下「行政委員会」という。）において、一般業務を分担する職員の職務	
給料表の種類	級	標準的な職務の内容							
行政職給料表	1級	1 市長の事務部局並びに教育委員会の事務部局及び同委員会の所管に属する教育機関において、一般業務を分担する職員の職務							
		2 市議会の事務部局において、一般業務を分担する職員の職務							
		3 選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の事務部局（以下「行政委員会」という。）において、一般業務を分担する職員の職務							

改正案		現 行
	4	消防本部並びに消防署の一般業務を分担する消防士長，消防副士長及び消防士の職務
2級	1	市長の事務部局並びに教育委員会，市議会及び行政委員会の事務部局又はその所管に属する機関（以下「市の各事務部局」という。）において，高度の知識経験を必要とする業務を分掌する職員の職務
	2	消防本部並びに消防署の高度の知識経験を必要とする消防司令補，消防士長，消防副士長及び主事の職務
3級	1	市の各事務部局の係長，主査及びすくすく学級の所長並びに保育所の副所長の職務
	2	消防本部及び消防署の係長，主査，出張所長及び分遣所長の職務
	3	市の各事務部局並びに消防本部及び消防署の主任の職務
4級	1	市長の事務部局の課かいの長及び主幹並びに保育所の所長の職務
	2	教育委員会の事務部局の課かいの長，主幹及び同委員会の所管に属する教育機関の長の職務
	3	行政委員会の事務局長の職務
	4	市議会の事務局の課長及び主幹の職務
	5	消防本部の課長及び主幹並びに消防署の副署長及び消防署の分署の長の職務
5級	1	市長の事務部局の技監，部長及び参事の職務

改正案			現 行
		2 教育委員会の事務部局の部長の職務 3 市議会の事務局長の職務 4 消防長及び消防署長の職務 5 会計管理者の職務	
教育職給料表 (一)	1級	中学校及び小学校の助教諭, 養護助教諭, 講師及び 実習助手並びにこれらに準ずる職員の職務	
	2級	中学校及び小学校の教諭及び養護教諭並びにこ れらに準ずる職員の職務	
	3級	中学校及び小学校の主幹教諭並びにこれらに準 ずる職員の職務	
	4級	中学校及び小学校の校長及び教頭並びにこれら に準ずる職員の職務	
	5級	中学校及び小学校の校長並びにこれらに準ずる 職員の職務	
教育職給料表 (二)	1級	幼稚園の助教諭及びこれに準ずる職員の職務	
	2級	幼稚園の教諭及びこれに準ずる職員の職務	
	3級	幼稚園の園長及びこれに準ずる職員の職務	

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年芦屋市条例第12号）新旧対照表  
 （下線部分は、改正部分）

改正案		現 行								
<p>附 則</p> <p>10 <u>附則第6項の規定により，附則別表第1の2の給料表の適用を受ける職員に係る標準的な職務の内容は，附則別表第4給料表別級別標準職務表に定めるところによる。</u></p> <p>附則別表第4</p> <p>給料表別級別標準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給料表の種類</th> <th>級</th> <th>標準的な職務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">行政職給料表</td> <td rowspan="3">特3級</td> <td>1 <u>市長の事務部局並びに教育委員会，市議会及び行政委員会の事務部局又はその所管に属する機関（以下「市の各事務部局」という。）の課かいの長の補佐，主席係長及び主席主査並びに保育所の主席副所長の職務</u></td> </tr> <tr> <td>2 <u>消防本部及び消防署の課長の補佐，主席係長，主席主査，署長の補佐及び分署の長の補佐の職務</u></td> </tr> <tr> <td>3 <u>市の各事務部局並びに消防本部及び消防署の主席主任の職務</u></td> </tr> </tbody> </table>		給料表の種類	級	標準的な職務の内容	行政職給料表	特3級	1 <u>市長の事務部局並びに教育委員会，市議会及び行政委員会の事務部局又はその所管に属する機関（以下「市の各事務部局」という。）の課かいの長の補佐，主席係長及び主席主査並びに保育所の主席副所長の職務</u>	2 <u>消防本部及び消防署の課長の補佐，主席係長，主席主査，署長の補佐及び分署の長の補佐の職務</u>	3 <u>市の各事務部局並びに消防本部及び消防署の主席主任の職務</u>	<p>附 則</p>
給料表の種類	級	標準的な職務の内容								
行政職給料表	特3級	1 <u>市長の事務部局並びに教育委員会，市議会及び行政委員会の事務部局又はその所管に属する機関（以下「市の各事務部局」という。）の課かいの長の補佐，主席係長及び主席主査並びに保育所の主席副所長の職務</u>								
		2 <u>消防本部及び消防署の課長の補佐，主席係長，主席主査，署長の補佐及び分署の長の補佐の職務</u>								
		3 <u>市の各事務部局並びに消防本部及び消防署の主席主任の職務</u>								

芦屋市職員等の旅費に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、法令又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(赴任旅費)</p> <p>第27条の2 地方自治法第252条の17の規定による職員が赴任する場合は、国家公務員の旅費の例に準じて、任命権者が市長と協議して定める額を旅費として支給する。</p> <p>(旅費の特例)</p> <p>第29条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）<u>第15条第3項若しくは第64条</u>の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「<u>地方公務員法</u>」という。）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、法令又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(赴任旅費)</p> <p>第27条の2 地方自治法<u>（昭和22年法律第67号）</u>第252条の17の規定による職員が赴任する場合は、国家公務員の旅費の例に準じて、任命権者が市長と協議して定める額を旅費として支給する。</p> <p>(旅費の特例)</p> <p>第29条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号。<u>以下「労働基準法」という。</u>）<u>第15条第3項若しくは第64条</u>の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p>

芦屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(報告の時期)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年6月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p><u>(2) 職員の人事評価の状況</u></p> <p><u>(3) 職員の給与の状況</u></p> <p><u>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u></p> <p><u>(5) 職員の休業に関する状況</u></p> <p><u>(6) 職員の分限及び懲戒処分</u>の状況</p> <p><u>(7) 職員のサービスの状況</u></p> <p><u>(8) 職員の退職管理の状況</u></p> <p><u>(9) 職員の研修の状況</u></p> <p><u>(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p> <p><u>(11) 職員の競争試験及び選考の状況</u></p> <p><u>(12) その他市長が必要と認める事項</u></p>	<p>(報告の時期)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年6月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p><u>(2) 職員の給与の状況</u></p> <p><u>(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u></p> <p><u>(4) 職員の休業に関する状況</u></p> <p><u>(5) 職員の分限及び懲戒処分並びにサービスの状況</u></p> <p><u>(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p><u>(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p> <p><u>(8) 職員の競争試験及び選考の状況</u></p> <p><u>(9) その他市長が必要と認める事項</u></p>

災害派遣手当等の支給に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、災害派遣手当等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、災害派遣手当等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>